

# 2019年度サークル登録申請について

## ○ サークルの新規登録・継続登録の申請について

以下の提出物を期間内に学生支援課に提出してください。

- ① 『サークル登録申請書・誓約書』を申請フォーム（ネット入力）から登録
  - ・必要事項を入力すること。
  - ・顧問（中京大学教職員）がいる場合は入力すること。
  - ・活動スケジュールは詳細に入力すること。
  - ・誓約欄については十分に確認し、承諾すること。
- ② 『サークル名簿』を学生支援課に提出（メールにて）
  - ・サークル加入者全員の情報を漏れなく入力すること。
  - ・HPに掲載されているサークル名簿の書式は一切変えないこと。
  - ・サークル名簿は申請フォーム送信後に「代表連絡先」に受信されるメールのパスワードにて編集し、指定メールアドレス宛てに送信すること。
- ③ サークル申請登録完了メールの受取
  - ・サークル申請及び名簿に不備がなければ、学生支援課から登録完了メールが送られます。  
※学生代表者メールアドレスに誤りがあった場合、正常に送信されないので注意すること

〔備考〕

  - ・サークル登録フォーム、サークル名簿の掲載場所：  
[https://www.chukyo-u.ac.jp/student-staff/studentlife/b2\\_4.html#shinsei25](https://www.chukyo-u.ac.jp/student-staff/studentlife/b2_4.html#shinsei25)  
Excel ファイルには大学指定のロックがかかっています、フォームから登録した後に、パスワードおよび名簿提出先のメールアドレスが送られます。

## ○申請に関する注意事項

- ① 申請フォーム（ネット入力）は、中京大学のm.maiiのログインが必要です。
- ② 申請内容、名簿に不備（誤記や未入力等）があった場合は、学生支援課から連絡があり、再提出となります。学生支援課から連絡があった後、不備が解消されるまでの間は活動禁止です。

## ○登録の条件

- ① 会員に関する条件
  1. 活動に参加できる人物を5名以上登録できること。
  2. 学内者のみで構成されていること。
  3. 新たにサークル登録を行った団体の会員が5名未満の場合、6カ月以内の準備期間を設定し、期間内の活動を認めるものとする。6カ月以内に会員が集まらなかった場合は、サークル登録を取り消す。
- ② 活動内容に関する条件
  1. 目的が明確であり、継続して活動できること。
  2. 興業、営業などの営利を目的とした活動を行わないこと。
  3. 選挙等の政治活動を行わないこと。
  4. 布教等の宗教活動を行わないこと。
  5. その他、教育上及び管理上不適切な活動は行わないこと。
- ③ 活動場所に関する条件
  1. 学生ラウンジ等の学内共有施設は活動拠点として利用しないこと。
  2. 賃貸マンション等の個人施設を活動拠点として利用しないこと。
  3. 飲食店等の店舗を活動拠点として利用しないこと。
  4. 使用料を必要とする学外施設を利用する場合は、事前に会員の許可をとること。
  5. その他、教育上及び管理上不適切な場所は使用しないこと。

## 【団体の権利】

- ① 学内施設の利用
- ② 新入生、在学生の勧誘
- ③ 運動施設抽選会への参加
- ④ 中京大学祭への参加
- ⑤ 部室の借用および使用
- ⑥ 学内での企画運営及びイベントの開催
- ⑦ 傷害保険の適用

## 【学内施設の借用に関する注意事項】

『中京大学施設使用規程』の範囲で、学生支援課が許可した施設を利用できる。

※詳しくは『学内施設借用に関するてびき』及び『施設使用上の注意』を参照

## 【会員の勧誘に関する注意事項】

- ① 会員の勧誘を希望する団体は「新入生勧誘活動説明会」に参加しなければならない。
- ② 会員の勧誘を目的とした活動は学生支援課が定めた期間のみ行う事ができる。

## 【運動施設抽選会に関する注意事項】

- ① 運動施設抽選会は各サークル代表者1名のみでの参加とする。
- ② 運動施設抽選会で借用できるのは「1週間の内1コマのみ」で、他の週で曜日や時間帯を変更することはできない。

## 【企画運営及びイベントの開催に関する注意事項】

- ① 団体が発表会等のイベントを主催する場合、「企画書」を必ず学生支援課へ提出する。
- ② 学内施設を利用する場合は「施設借用申請書」を必ず学生支援課へ提出する。
- ③ 「ポスター掲示」または「ビラ配り」を行う場合は、「学内活動届」を必ず学生支援課へ提出する。
- ④ 学外者が入校する場合は「学内活動届」と「名簿」を必ず学生支援課へ提出する。
- ⑤ 中京大学の規則違反や教育上および管理上不適切と認めた場合、ただちにイベントを中止すること。

## 【傷害保険に関する注意事項】

下記条件のもとで行われた活動中の事故の場合のみ傷害保険の適用対象とする。

※傷害保険の規程により、場合によっては補償対象外となる場合もあります。

- ① サークル登録の申請が完了していること。
- ② サークルの活動目的に沿った内容であること。
- ③ 学内施設を利用する場合「施設借用申請書」に団体名が記載されていること。
- ④ 学外施設を利用する場合「学外活動届」を事前に提出し、移動は公共交通機関を利用していること。

※常に学外施設で活動する場合は、活動日程（1カ月以内）を「学外活動届」へ必ず添付して申請する。

## 【団体の運営】

- ① サークル代表者はサークル連絡会に必ず参加すること。
- ② 会員が増員・減員した場合は「サークル名簿」を学生支援課へ再提出すること。
- ③ 学外活動を行う場合は、「学外活動届」及び「学外活動終了届」を必ず提出すること。
- ④ 活動中に事故や傷病等が発生した場合は近日中に学生支援課へ必ず報告すること。

### 【サークル活動の停止】

下記のいずれかが判明した場合、団体としての学内活動を停止するものとする。

- ① 学内活動に学外団体及び学外者(他大学の学生を含む)が参加している場合
- ② 借用した学内施設を他の団体へ転借または共同で利用した場合
- ③ 「団体の運営」を怠った場合
- ④ 中京大学の規則に反する活動が行われた場合
- ⑤ 「登録の条件」に反した場合
- ⑥ 所属会員がサークル活動のルール等に反した場合
- ⑦ サークルの活動(活動中の会員の行動や言動を含む)に周辺住民等から苦情が寄せられた場合
- ⑧ その他、活動内容が教育上及び管理上不適切と認められる場合

### 【学内活動の停止に関する事項】

- ① 停止期間は学生支援課が決定する。
- ② 停止期間中は『団体の権利』は喪失する。
- ③ 停止期間中は所属会員が他のサークルに移動を禁止とする。
- ④ 学生支援課は停止期間の決定後に、停止期間を変更することができる。

### 【登録の抹消および学内活動の禁止】

下記のいずれかが判明した場合、登録を抹消し以後の学内活動を許可しない。

- ① 実際の活動目的が『サークル登録申請書』と異なると判明した場合
- ② 各種申請書等への偽装および詐称が判明した場合
- ③ 政治活動及び宗教活動を行った場合
- ④ 活動停止中に学内活動を行った場合
- ⑤ 活動停止満了後も、活動内容が改善されなかった場合